

<子育て支援>

南長野医療センター篠ノ井総合病院
「病児保育室 あいあい」
(乳幼児健康支援一時預かり事業)

～ご利用のご案内～



病児保育とは



お子様が病気の回復期ではないが入院治療の必要はなく、傷病の急変は認められない集団保育が困難な児であり、かつ保護者が勤務などの都合により保育を行う事が困難な場合に、専用の保育室で保育士などの専門職員が、一時的にお預かりする子育て支援事業です。



病児保育室を利用できる方

長野市近隣市町村（※1）に在住、または長野市の保育園などに在籍する6か月以上の児～就学前園児で、病気の回復期ではないが入院治療の必要はなく、傷病の急変は認められない、集団生活が困難な児。保護者が勤務の場合、傷病、出産（産前産後8週間）、冠婚葬祭など、やむを得ない事由により家庭で保育を行うことが困難な方。

※1 長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町

定員

原則として6名



利用できる日時

保育時間：月曜日～金曜日 午前8：00～午後6：00（延長保育はありません）

※土日、祝日、12月30日～1月3日は休日となります

他に保育室の都合によりお休みする場合があります。

※連続の利用は休日を含め7日間です。7日以上になる場合は医師の診断書（診療情報提供書）を再提出していただきます。

利用料

1日2,000円

※半日、時間単位での清算はいたしません。

※当日の朝、つり銭のないようお支払いをお願いします。領収書はお迎えの時にお渡しします。

※オムツ不足時はこちらで用意したものを使用しますが、実費をいただきます。

食事について

院内保育室でご用意します。

アレルギー対応可能ですが、対応が不可能な場合もありますので、申込時に確認してください。

なお、当日の急な利用に関しては、昼食の持参をお願いします。

利用上のお願い

まずは病児保育の受け入れが可能か、電話で状況をお確かめください。

医師から「病児保育室」の利用が可能だと判断された場合でも、急な病状の変化により、利用をお断りする場合があります。また、保育中でもお迎えに来ていただく場合もあります。

保育中に病状が急変した場合、保護者の方にご連絡いたしますが、当院で診療することもありますので、あらかじめご承知おきください。

利用申込

TEL・FAX：026-292-1457

【前日までの予約】 開園日の 午前8：30～午後4：30まで

【当日申込】 午前8：00～10：00まで

【当日予約取り消し】 午前8：00～8：30まで（必ずご連絡ください）

*その他のお問い合わせは時間内をお願いします



事前登録

※初回利用するまでに
事前登録が必要です。

※「病児保育施設利用登録申請書」に必要事項を記入し、南長野医療センター篠ノ井総合病院病児保育室宛に、郵送又はFAXしてください。

※長野市役所：保育・幼稚園課の窓口へ提出して頂くことも出来ます。

※登録は年度ごとになりますので、新年度になりましたら再度申請をお願いします。

必要書類

「病児保育施設利用登録申請書」
「診療情報提供書」
「薬投与依頼書（薬の投薬が必要な場合）」

※南長野医療センター篠ノ井総合病院ホームページからダウンロード可能です。

※長野市役所：保育・幼稚園課、各支所、保健センター、各幼稚園・保育園などにもあります。

診察

かかりつけ医を受診し、診療情報提供書に記入してもらってください。

当日の急な利用には、南長野医療センター篠ノ井総合病院小児科の診察を受けていただく事も可能です。

診療情報提供書の発行にかかる費用は保護者負担になります。

※医師の診療情報は前日または当日の物が必要です。

※利用判断基準は裏面「病児受入れ目安」をご確認ください。

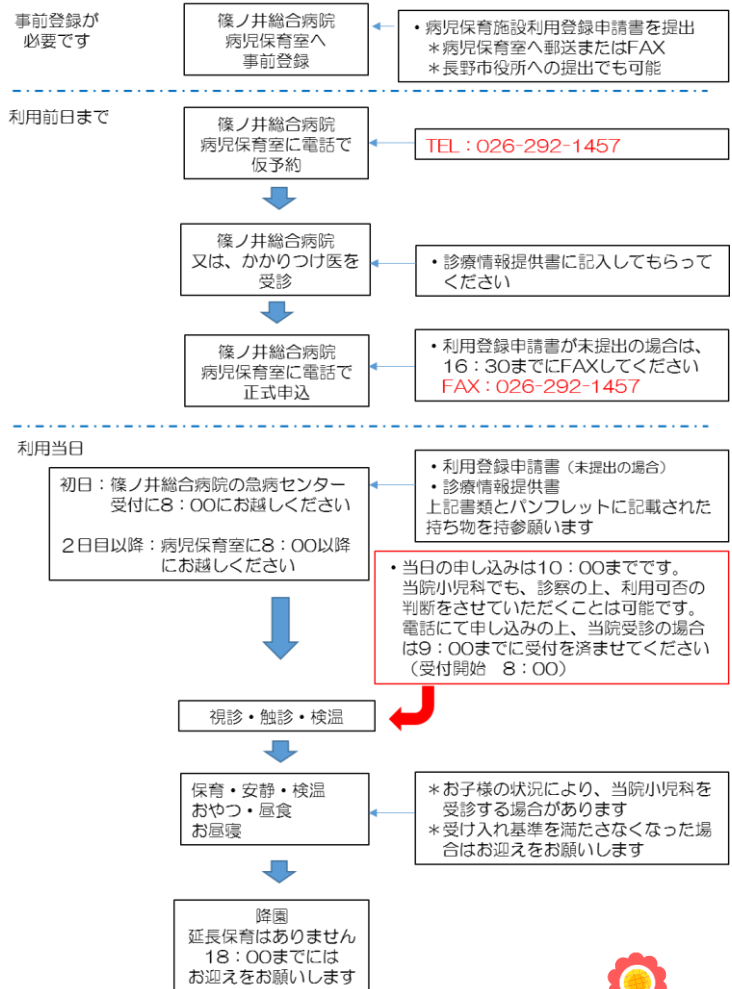
持ち物

※すべてに記名をお願いします。



病児保育ご利用の流れ

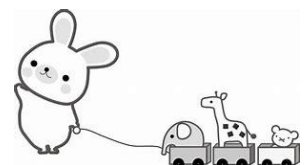
南長野医療センター篠ノ井総合病院「病児保育室あいあい」利用フロー



	内容		内容
書類関係	病児保育施設利用登録申請書（事前に未提出の場合）	全てのお子様	利用料（2,000円）
	診療情報提供書		着替え
	薬投与依頼書（薬の投与が必要な場合）		飲み物
	入室時確認用紙	対象のお子様	おやつ（必要に応じて）
	健康保険証写し		ミルク・哺乳瓶・乳首など一式（回数分）
	福祉医療受給者証写し		オムツ
		熱性けいれんの薬	
		医師から処方されたお薬	

お迎え

保育中のお子さんの様子を「保育日誌」によりお知らせいたします。朝とお迎えの保護者が異なる場合は、登園時にお申し出ください。



病児受入れ目安

病名	受入れの目安
インフルエンザ	発症3日目から、もしくは解熱したら
麻疹	解熱後3日（72時間）を経過している
風疹	発疹が消失している
水痘	全ての発疹が痂皮化している
おたふくかぜ	発病後4日目から利用可能
突発性発疹	医師による病児保育の許可がある
ヘルパンギーナ	発病後1日目から利用可能
手足口病	発病後1日目から利用可能
伝染性紅斑（リンゴ病）	紅斑などがみられるが全身状態が落ち着いている
胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノウイルスなど含む）	下痢・嘔吐が落ち着いて水分が取れる。医師からの許可があれば利用可能
溶連菌感染症	適切な治療（抗菌薬の内服）を前日までに開始されている
とびひ	発熱がなく、状態が悪くない
百日咳	特有の咳の消失後または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了している
マイコプラズマ感染症	抗菌薬を内服している
RSウイルス感染症 ヒトメタニューモウイルス感染症	症状が落ち着いている
外科的疾患	一般保育所での保育が困難な場合
一般症状	
①熱	39℃以下の発熱があっても元気がある
②消化器症状	激しい腹痛、頻繁におこる下痢、嘔吐が無い
③眼科	伝染性でない場合
④耳鼻科	診療情報提供書があれば可能
⑤外傷	骨折や縫うようなけがの場合でも、診療情報提供書があれば可能
利用できない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・咽頭結膜熱（プール熱）、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎に罹患している場合 ・嘔吐や下痢がひどく脱水症状の兆候がある場合 ・咳、喘鳴（ゼーゼー）がひどく、呼吸困難である場合（ぜんそく発作を含む） ・食欲がなく、ほとんど飲んだり食べたりできない状態 ・点滴などの医療行為を行っている場合 ・重篤な疾患で直ちに入院などの措置が必要と考えられる場合 ・難治性の疾患で治療が継続している場合 ・免疫抑制剤の投与中であって免疫機能が著しく低下している場合 ・感染しやすく、一旦感染すれば重症になる危険性が高い場合 ・てんかん発作が頻回に起こっている場合 ・その他、医師により集団保育不可能と診断された場合

他に利用者がいない場合、篠ノ井総合病院の小児科医師が許可すれば、左の基準前でも利用可能

病児保育室地図



お問い合わせ先

***受け入れに関すること**
 南長野医療センター篠ノ井総合病院
 「病児保育室 あいあい」
 TEL・FAX：026-292-1457
 〒388-8004 長野市篠ノ井会241-1

***病児・病後児保育事業に関すること**
 長野市役所 保育・幼稚園課
 TEL：026-224-8031

